介護保険料が変わります！！

～所得の低い方の介護保険料を軽減します～

■世帯全員が町民税非課税の方の保険料が見直しされます

昨年 10 月に行われた消費税率引き上げによる影響を勘案し、世帯全員が町民税非課税の満 65 歳以上の方が納める令和 2 年度の介護保険料を、次のとおり見直します。

区分	対象者	見直し前【R 1】		見直し後【R 2】	
		調整率	保険料年額（円）	調整率	保険料年額（円）
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税 ・世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額× 0. 375	22, 200	基準額× **0. 3**	**17, 800**
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	基準額× 0. 625	37, 100	基準額× **0. 5**	**29, 700**
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	基準額× 0. 725	43, 000	基準額× **0. 7**	**41, 500**
第 4 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額× 0. 9	53, 400	**変更はありません**	
第 5 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額× 1. 0	**59, 400（基準額）**		
第 6 段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満	基準額× 1. 2	71, 200		
第 7 段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	基準額× 1. 3	77, 200		
第 8 段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額× 1. 5	89, 100		
第 9 段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上	基準額× 1. 7	100, 900		

令和 2 年度（2020年度）の保険料額は、 6 月に個別にお知らせします。

介護保険料に関するお問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 ３３－２１１１（内線 45）

令和２年度
主要建設工事の実施予定箇所をお知らせします

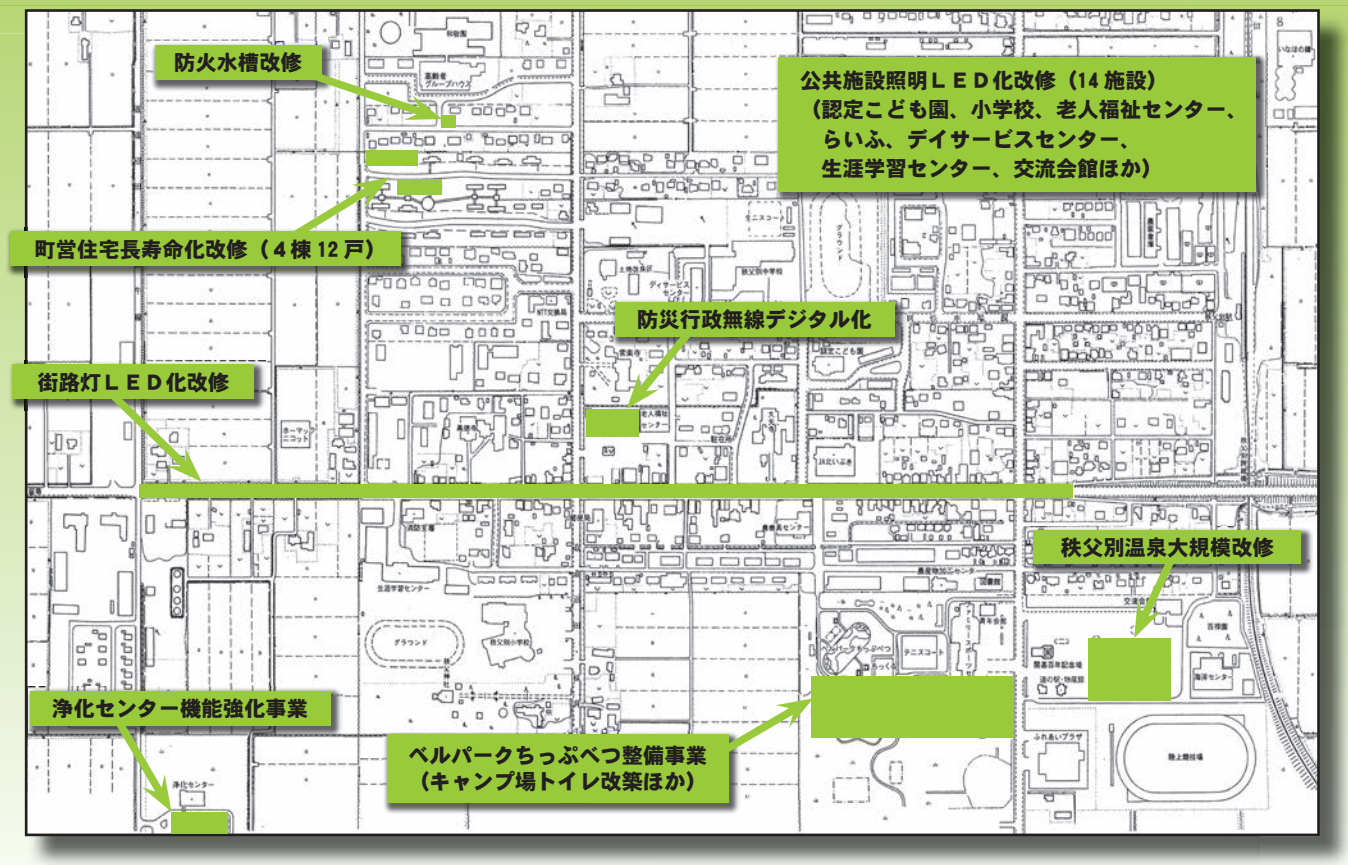

お問い合わせ　役場建設課建設グループ　電話　３３－２１１１（内線93）